

## 仕様書

日本貿易振興機構  
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(北九州貿易情報センター①)
- 2 就業場所 〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル  
北九州貿易情報センター
- 3 部署業務内容 北九州市内・福岡県内企業の海外展開支援、貿易投資相談対応、セミナー・商談会開催等各種事業の実施
- 4 業務内容
  - ① 海外展開を考える企業等に対する貿易投資相談・アドバイス等業務(相談者には外国人が含まれる)
  - ② 企業等の海外展開に係る企業発掘・フォローアップ
  - ③ ジェトロ事業の紹介、参加企業への連絡対応
  - ④ 上記に関連する業務

募集人数: 1 名  
出張の有無: 有 福岡県内、年6回程度  
残業: 法定内 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)  
※相談対応等でまれに残業が発生する。
- 5 派遣契約期間 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日  
※本契約終了後の契約更新なし。  
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 6 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月15日
- 7 派遣元の要件
  - ①競争参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
  - ②派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
  - ③派遣する人材は、信頼に足る人物であり、自社からの派遣実績があることが望ましい。
  - ④契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
  - ⑤派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
  - ⑥トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
  - ⑦ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
  - ⑧すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求にかかる手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

## 8 派遣職員の必須要件

### ① 社会人としての基礎を身につけていること。

・職員(嘱託員・派遣職員含む)及び国内外企業・関係団体等関係者と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。

・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること。

・機密情報、個人情報取り扱いを理解し、適切な対応ができること。

・理由の無い欠勤、遅刻がなく、周りに不快感を与えない身だしなみであること。

・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。

・過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。

・電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。

・習熟スピードが早く、説明されたことはメモを取り、同じ説明を繰り返す必要がないこと。

### ② 業務実施にあたり、以下の経験・スキルを有すること。

・海外駐在又は海外長期出張など、海外におけるビジネス経験が10年以上あり、一連の取引の流れ・海外進出・国内外拠点設立等の貿易に関する実践的な知識と経験を有しており、国際ビジネスの経験が少ない企業に対しては、その実態に即したアドバイス・助言ができること。

・職員と積極的に情報を共有する必要があるため、内外関係者と協調して業務を遂行でき、対人関係(コミュニケーション、業務の受発注等)においてスムーズに対応可能なこと。

OAスキル: 基本的なアプリケーションソフト、E-Mail、Webブラウザ等の操作に習熟しており、各機能を業務で使いこなしていること。具体的には以下の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなしている)こと。

WORD 新規文書作成・編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付

EXCEL データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ

PowerPoint 資料の新規作成・加工・編集

Access -

その他 -

英語スキル: レベル TOEIC750点又は英検準1級以上相当

使用内容 相談者・バイヤー等外国人対応、英文資料やメールのチェック

使用頻度 1割程度

## 9 その他の要望

特になし。

## 10 職場の環境

① 所長1名、所員1名、非常勤嘱託員1名、派遣職員2名(2020年2月現在)。

② 主に所長、所員が業務に関する説明、指示を行う。

## 11 その他

### ① 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。

### ② 派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

### ③ 出張

業務に出張が含まれる場合には、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上